

平成27年度

若桜町財政健全化判断比率  
等に関する審査意見書

若桜町監査委員

若桜町監査発第18号  
平成28年8月31日

若桜町長 小林 昌 司 様

若桜町監査委員 藤 原 重 明

同 山 根 政 彦

平成27年度若桜町財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成27年度若桜町財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

平成27年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成27年度 実質赤字比率

平成27年度 連結実質赤字比率

平成27年度 実質公債費比率

平成27年度 将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成28年8月26日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲9.21)	— (▲8.17)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (▲11.23)	— (▲10.01)	20.0	30.0
実質公債費比率	8.0	6.4	25.0	35.0
将来負担比率	— (▲6.9)	— (▲8.0)	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、算定結果がマイナス(黒字)となったので「—」と表記するが、参考として黒字の数値を( )内に「▲」で表記した。

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。
- (2) 実質公債費比率は6.4%で前年度に比べて1.6ポイント改善されており、早期健全化基準(25.0%)と財政再生基準(35.0%)を下回っている。

これは、一般会計の元利償還金及び公営企業会計の公債費償還の財源に充てたと認められる繰入金<sup>①</sup>が3.8%減少したために改善した。

- (3) 将来負担比率は▲8.0%で、前年度に比べて1.1ポイント下がっている。これは主として、公営企業債等繰入見込額と退職手当負担見込額が3.8%減少したためである。

なお、早期健全化基準(350.0%)を大きく下回っている。

- (4) 本町の比率は、いずれも国の示す財政健全化基準の範囲内ではあるが、起債の増加や基金の取り崩し等によって単年度で大きく変化するので、規模に見合った運用や他の比率との関連を考慮する必要がある。

## 平成27年度若桜町公営企業資金不足比率審査意見

### 1 審査の対象

平成27年度 簡易水道事業  
平成27年度 公共下水道事業  
平成27年度 農業集落排水事業  
平成27年度 赤松団地造成事業  
平成27年度 索道事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期日

平成28年8月26日

### 3 審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

(単位:%)

公営企業会計名	平成26年度	平成27年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
赤松団地造成事業	—	—	
索道事業	—	17.8%	

- (1) 索道事業会計において、雪不足の影響で5,516千円の資金不足が生じており、17.8%の資金不足比率となった。
- (2) その他の公営企業会計は、いずれも国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。
- (3) 資金不足が生じていないのは、索道事業を除く公営企業会計が一般会計からの繰入金(参考資料2)により収支均衡を図ったためである。